

権利制限の一般規定に対するソフトウェア関連権利者の意見

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)
専務理事・事務局長 久保田裕

0. はじめに

- (1) 本意見を表明するにあたり、コンピュータソフトウェア関連団体であるビジネス ソフトウェア アライアンス (BSA)、社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA)、並びに社団法人コンピュータソフトウェア協会 (CSAJ)、からも意見を聴取いたしました。(BSA、CSAJ 各団体の意見は別紙の通りです。)
- (2) また、ACCS では会員社の意見を聴取するにあたり、本年7月に、会員社に対して権利制限の一般規定に関する基本的な考え方、及び英国・米国・スリーステップテストのそれぞれの類型を説明した上で、アンケートを実施しております。
- (3) 各団体意見並びに ACCS 会員社のアンケート結果に基づき、以下の通り意見を表明いたします。

1. 意見

- (1) 権利制限の一般規定の導入については、3 団体の意見が反対、1 団体が留保という結果でした。各団体の意見を勘案し、ソフトウェア関連権利者といたしましては、一般の著作権意識や司法制度の利用状況、導入の必要性および許容性の両面から、権利制限の一般規定の導入は原則として反対いたします。主な理由は以下のとおりです。

- ・直近の著作権法改正により、新規ビジネスを阻害するとされる問題については個別制限規定による手当がなされており、現状で権利制限の一般規定を設けてまで解決すべき問題は存在しないと認識しており、導入の必要性がない。
- ・将来において発現する「かもしれない」既存の著作物の価値を利用する形態のビジネスのために、権利者にとって不利益となる法制度を現時点で整備する必要性が認められない。
- ・権利制限の一般規定の導入は、ビジネスチャンスの拡大というプラスの側面よりは、権利侵害のグレー領域を拡大するというマイナスの側面のほうが大きいと予測される。権利者はケース毎に著作権侵害であるかどうかについて司法判断を仰ぐ必要があり負担増になるなどリスクしか負わない。
- ・これまでなされている権利制限の一般規定の導入に関する議論では、居直り侵害者への対策など権利者の正当な利益を保護するための制度が十分ではない。

※なお、留保するとした1団体からも、賛成・反対の意見が分かれたことから留保している訳ではなく、現時点で与えられている情報が抽象的であることから、積極的な意見を取りまとめるに至らなかった結果であって、大勢としては慎重に議論すべきとの意見であったことが示されています。

(2) 権利制限の一般規定が存在しないことによって、他者の著作物を利用する場面においては、例えば著作物の写り込んでいる写真を利用する場合や会議資料で他者の著作物を複製配布する場合など、形式的に違法とされることが問題になることが想定されますが、権利者という立場においては問題があったとされるケースは存在していません。

2. 導入の検討に際し留意いただきたい事項

(1) 権利制限の一般規定の導入の問題は、特にモデルとなっている米国等諸外国の基本的な司法制度との違いや司法制度の活用実態、損害賠償制度のあり方（考え方）や産業政策等々、幅広い視野からの慎重な検討が必要です。

(2) このため、権利制限の一般規定の導入の検討に際しては、「導入すること」を前提にして議論を進めるのではなく、導入の是非に立ち返って議論されるべきであり、拙速に結論を出すべきではないと考えます。

(3) これらのことから、本件の検討は、法制問題小委員会ではなく、基本問題小委員会で検討することが適切かつ必要であると考えます。

(4) 繰り返しになりますが、議論の際には権利制限の一般規定が濫用されることのないよう権利者の立場に配慮した慎重な議論を望みます。

以上

2009年8月12日

権利制限の一般規定（日本版フェアユース）導入の是非に関する意見

ビジネス ソフトウェア アライアンス

ビジネス ソフトウェア アライアンス（「BSA」）¹は、権利制限の一般規定の導入に反対です。

理由は以下のとおりです。

- （1）現在の著作権法の個別権利制限規定の方が、予測可能性が高く、企業が事業を行うための意思決定についての有益な指針となります。もし、現在の個別権利制限規定では十分に対応できないという事情が生じた場合には、審議をし、改正していくというアプローチの方がより適当であり望ましいと考えます。
- （2）フェアユースについて裁判例の積み重ねがある米国とは異なって日本には判例の集積がないうえ²、日本が訴訟社会ではないことからしても今後も判例が十分に集積していくとは考えられず、そのことはフェアユース（権利制限の一般規定が何らかのフェアな使用の要件を定めたと仮定します）の解釈を益々不安定にし、結果の予測を著しく困難にします。
- （3）BSAは、ユーザーにより、又は裁判所により、フェアユースの解釈が徐々に拡大していくことにも懸念を有します。例えば、昨年、法制問題小委員会において、リバースエンジニアリングについて権利制限の必要性の有無、及び権利制限が認められる場合の条件の詳細について、多くの議論が行われ、BSAは、権利制限の根拠となるような十分な必要性がないのではないかと問題提起し、また、広範な権利制限規定を設けることについての懸念を表明しています（詳しくは平成20

¹ ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界 80 カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSA は急成長を遂げるビジネスソフトウェア 業界をリードする企業で構成されています。1988 年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSA のメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、 ベントレー・システムズ、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、コーレル、サイバーリンク、ダッソー・システムズ・ソリッドワークス、デル、エンバカデロ・テクノロジーズ、 Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company, HP, インテル, Intuit, マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、NedGraphics、PTC、クォーク、クエスト・ソフトウェア、ロゼッタストーン、SAP、Scalable Software、シーメンス PLM ソフトウェア、サイベース、シマンテック、シノプシス、テクラおよびマスワークスが加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA 米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語) をご覧ください。

² 米国では、1976年の著作権法の改正によりフェアユースについて規定されるまでに、約130年にわたって既に判例の積み重ねがありました。

年7月25日法制問題小委員会（平成20年第5回）議事録のBSA提出の意見³をご参照ください。同小委員会の中間報告書においても、権利制限を認める場合に適切な条件を付す必要性について論じられています。しかしながら、現在条文は制定されておらず、この状況で（又は条文の制定後であっても）権利制限の一般規定が導入されれば、これを根拠にユーザーはさらに広範な範囲でリバースエンジニアリングが適法にできると主張することが考えられ、そうなれば著作権者は事案毎に著作権侵害であるとして訴えを提起しなければならず、また、裁判例の蓄積もないことから、事案毎に裁判の結論統一性がなく結論が異なってしまうおそれがあり、権利者の権利保護にもとる結果となってしまいます。また、個別に裁判で解決する方法は時間と予算が非常にかかり、通常の企業等にとって大変な負担です。個別権利制限規定による法的安定性が望ましいと考えます。

- (4) 前記の時間と予算がかかり、また自己の使用がフェアとして認められるか否か裁判で決着が着くまで予測がつかず不安定であるという懸念は、使用する側にも同様に当てはまることを関係者が十分に理解する必要があります。

以 上

³ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h20_05/pdf/shiryo1_8.pdf

平成 21 年 7 月 31 日

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 御中

社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会
法務・知財委員会 委員長 舟山 聡



「権利制限の一般規定」導入の是非に関する意見

はじめに

平成 21 年 7 月 6 日に貴協会より意見照会のありました「権利制限の一般規定」導入の是非に関するヒアリングについて、当協会 法務・知財委員会で検討を行い、以下の通り意見をとりまとめましたので、ご提出申し上げます。

意見

導入の是非に関する意見は、留保せざるを得ない状況です。

理由

- ・「権利制限の一般規定」について、法改正をしてまでその導入を促進すべき具体的な理由が見当たりません。
(一部、SOFTIC の CSDB における文献公開の促進に貢献するのではとの意見がありました)
- ・「権利制限の一般規定」導入の是非を考えるにあたり、具体的にどのような条文になるのかという情報がなく、抽象的な是非を問われているようなので、回答も非常に困難で、是非にしても非にしても特段の積極的な意見として取りまとめるまでには至らない状況です。
- ・「権利制限の一般規定」がない現状でも、例えば訴訟事案が頻発して問題になっている等の法改正の契機となるような事実がないため、導入の是非について、実例に基づく建設的な議論を行うことが困難です。
- ・「権利制限の一般規定」が導入されたとしても、その一般性ゆえに抽象的な表現が残ると思われますが、法改正によってビジネスが円滑に進むようになるとは断定いたしかねます。

最後に、当協会 法務・知財委員会内で議論を行った際には、一般規定の導入はこれまでの著作権法の構造と運用の根本にかかわるものであるから、むしろ個別の権利制限規定を迅速に改正していくことを優先すべきであって、たとえばその改正作業が間に合わず、訴訟事案が頻発する等の状況が現実化したときに初めて、「権利制限の一般規定」の導入を真剣に検討すべきではないかとの慎重論がどちらかと言えば大方の意見でもありましたので、付け加えさせていただきます。

以上